

母子生活支援施設整備計画の承認について

母子生活支援施設の整備計画について、以下のとおり、児童福祉部会で承認を受けましたので、報告いたします。

(審議)

児童福祉部会開催		平成 29 年 2 月 3 日
施設名		母子生活支援施設 札幌あいりん荘
整備区分		増改築 (14 世帯→20 世帯)
審議結果		承認

(参考)**【母子生活支援施設とは】**

児童福祉法に基づく施設で、配偶者のいない女子等が、生活、住宅、就職等に解決困難な事情があり、児童（18 歳未満）の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援することを目的とした施設。

【施設職員】

施設長、母子支援員、少年指導員、保育士、用務員等、嘱託医（非常勤）

【建物の概要】

母子室、集会室、学習室、トイレ、浴室、洗濯場、事務室

【市内 6 施設】

施設	住所	定員
札幌市しらぎく荘	白石区菊水 5 条 2 丁目 1 番 4 号	20 世帯
札幌あいりん荘	豊平区豊平 4 条 3 丁目 3 番 26 号	14 世帯
厚成会母子ホーム	東区北 8 条東 15 丁目 2 番 13 号	20 世帯
すずらん	中央区北 1 条東 8 丁目 1 番地	20 世帯
伏見寮	中央区伏見 2 丁目 2 番 79 号	20 世帯
もいわ荘	南区川沿 5 条 4 丁目 2 番 5 号	20 世帯